

事業計画書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

はじめに

阪神北広域こども急病センターは開設から10年目を迎える。これまでの受診者数は延べ20万人を超え、休日夜間の小児初期救急医療施設として、阪神北圏域の安心安全な子育て環境の実現に貢献してきた。

一方で、センター開設時からの10年間で少子化が進み、阪神北圏域の小児人口も約5%減少した。当センターの受診者数も、直近5年間は27,000人前後で推移しており、西宮市が深夜帯の広報を開始した平成27年度以降も全体の受診者数は横ばいとなっている。しかし、インフルエンザなど感染症の流行が始まると患者数が急増するなど繁閑の差は激しく、全体の受診者数以上に休日夜間いつでも受診できるセンターの存在は子育て世帯の安心感につながっている。今後も引き続き、信頼される一次救急医療を提供していく。

また、平成29年度末で5年間の指定管理期間が終了する。次の更新に向けて、これまでの経験を活かすとともに、社会情勢の変化等を踏まえた中長期の事業計画を策定する。

さらに今後は労働人口も減少していく中、開設当初からの懸案事項である小児科医師の確保だけでなく看護師等医療従事者を安定的に確保していくため、働きやすい環境づくりにも努めていく。

具体的には、小児救急医療を通して地域の安心安全に貢献すべく、下記の事業に取り組んでいく。

1. 小児科診療事業

これまでのセンター運営により培ったノウハウを活かし、充実した小児初期救急医療サービスの提供を行う。また、一次救急医療施設として適切な診療を行うため、電子カルテ等医療機器の管理やスタッフの教育に取り組んでいく。

(1) 診療場所

阪神北広域こども急病センター
(伊丹市昆陽池2丁目10番地)

(2) 診療時間

平日 20:00～翌朝7:00
 土曜 15:00～翌朝7:00
 日祝 9:00～翌朝7:00
 年末年始等 9:00～翌朝7:00

ただし、受付時間は診療開始時間30分前から診療終了時間30分前まで

(3) 診療体制

平日

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7
(受付)																								
診察室1																								
診察室2																								
診察室3																								
診察室4																								

※ただし、繁忙期（12～3月）の木曜日は20時から診察室2の診察を行う。

土曜日

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7
(受付)																								
診察室1																								
診察室2																								
診察室3																								
診察室4																								

日曜日・祝日

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7
(受付)																								
診察室1																								
診察室2																								
診察室3																								
診察室4																								

GW・12～3月の日祝

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7
(受付)																								
診察室1																								
診察室2																								
診察室3																								
診察室4																								

年末年始

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7
(受付)																								
診察室1																								
診察室2																								
診察室3																								
診察室4																								

患者見込 年間26,954人（平成27年度実績）

(4) 職員数

< 医 師 >

正規職員・・・1名

嘱託職員・・・1名

期間契約職員・・・32名

3市医師会・・・50名

< 看護師 >

正規職員・・・4名

期間契約職員・・・26名

< 薬剤師 >

期間契約職員・・・20名

< 臨床検査技師 >

期間契約職員・・・11名

< 放射線技師 >

期間契約職員・・・6名

(5) 職員研修等

医師・看護師等医療スタッフを安定的に確保するため、内外の研修を積極的にを行い、働きがいをもつよう努める。今年度、計画している研修は下記のとおり。

- ①小児救急医療等に関する各種学会への参加
- ②小児プライマリーケアに関する研修
- ③症例検討会
- ④トリアージ研修
- ⑤PALS 研修
- ⑥その他外部機関が実施する医療に関する研修

(6) 医療の標準化及び質の向上のための取組

- ①電子カルテの適正な更新
- ②センター内外における各種連絡会議等の定期的な開催
- ③ITを活用した医療者間、病院間及び職員間の情報交換の円滑化

(7) 利用者のニーズ把握とサービスの向上

- ①定期的な利用者アンケートを充実するとともに、センター内にご意見箱を設置し、利用者の意見・要望・苦情等を聞き、運営改善に役立てる。
- ②ホームページを更新し、迅速な情報発信を行う。
- ③待ち時間の軽減など患者サービスの充実のため、混雑状況の配信サー

ビスを行う。

2. 小児救急医療電話相談事業

センターの運営時間中、小児救急患者を抱える家族へ、急病時の対処方法や、医療機関へ受診する必要があるか否かなど、救急医療に関する相談事業を実施し、病状に応じた適切な受診を促進するとともに、保護者の不安解消と医療知識の普及啓発に努める。また、電話相談の認知度を高めるため、各種媒体を通してPRに努めていく。

- ・相談受付時間 平 日 20:00～翌朝6:30
 土 曜 日 15:00～翌朝6:30
 日祝・年末年始 9:00～翌朝6:30
- ・対応者 看護師1名が対応

3. 小児救急に関する知識の普及事業

- (1) 小児の急病時における対処方法や事故防止等をテーマにした看護師ミニ講座等を企画開催し、不要不急の受診を減らすよう努める。
- (2) 冊子「こんなとき、どうすればいいの」を3市1町乳幼児健診で配布し、家庭での対処方法を広める。
- (3) ニュースレターの発行等による広報活動を通し、子育て世帯を対象とした季節ごとの病気に関する情報発信を行い、家庭での対処法などを紹介することにより、センターの適正な受診を促す。

4. 管理運営事業

公益財団法人の事務局として適正な運営を行う。法令を遵守し、各種規定の整備等を進めることにより、透明性の高い経営を行う。

事務局職員数

正規職員・・・3名

期間契約職員・・・2名